平成22年3月16日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時 1分 開議)

(出席議員)

- 1番 南 政 夫
- 2番 橘 照茂
- 3番 下池 外巳造
- 4番 須磨隆正
- 5番 越後敏明
- 6番 田中正文
- 7番 寺 岡 真貴子
- 8番 冨澤軒康
- 9番 櫻井俊一
- 10番 林 一 夫
- 11番 松浦恒義
- 12番 戸 坂 忠寸計
- 13番 小田芳治
- 14番 辻 武美
- 15番 久木拓栄
- 16番 木村正男
- 17番 山本辰榮
- 18番 稲村幸雄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町			長		小	泉		勝
教	育		長		穴	田		實
総	務	課	長		新	木	利	夫
富	来 才	を所	長		小	Щ		剛
企画財政課長					柴	田		廣
情報推進課長					石	JII	喜	治
税	務	課	長		藤	田	好	博
住	民	課	長		小	谷	正	衛

 子育で支援課長
 狩野
 博

 健康福祉課長
 藤沢憲雄

 生活安全課長
 横川外治

 商工観光課長
 富樫一就

 農林水産課長
 吉村收市

 建設課参事
 細川一元

 上下水道課長
 平野敏一

富来病院事務長 高瀬 清

会計管理者 堤谷一博

学校教育課長 向 畠 登

生涯学習課長 萬上 巧

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長 中村久明

書 記 西 清 孝

書 記 岡部太郎

(議事日程)

日程第1 諸般の報告

日程第2 町長提出 議案第2号ないし第27号

及び議案第31号ないし第77号

(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第3 町長提出 同意第1号

(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

日程第4 各常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査事項の

閉会中の継続審査の件

(開 議)

戸坂 忠寸計議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1.諸 般 の 報 告

戸坂 忠寸計議長 日程第1、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。 諸般の報告を終わります。

日程第2. 町長提出 議案第2号ないし第27号及び議案第31号ないし第77号 (委員長報告、質疑、討論、採決)

戸坂 忠寸計議長 日程第2、町長提出 議案第2号「平成21年度志賀町一般会計補正 予算(第4号)」、ないし議案第27号「志賀町体育施設条例の一部を改 正する条例について」、及び議案第31号「志賀町地域休養施設やすら ぎ荘の指定管理者の指定の期間の変更について」、ないし議案第77号 「平成22年度志賀町立富来病院事業会計予算について」を、一括して 議題といたします。

以上の各案の、委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任副委員長 林 一夫 君。

林 一夫総務 はい、議長。

常任副委員長総務常任副委員長報告をいたします。

今定例会において、総務常任委員会に付託されました、議案5件について、10日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第2号「平成21年度志賀町一般会計補正予算(第4号)について」は、歳入で景気対策を主とする国の第2次補正予算に係る「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」事業の追加により、国庫補助金などを増額する一方で、各種事業の精算見込みに伴う町債の減額が主なものであり、歳出では、退職手当組合特別負担金の増に伴う職員給与費の増額、地方税電子申告システム(エルタックス)の導入に係る賦課徴収費の増額が主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、生活路線バス補助金、コミュニティバス運行委 託料の減額理由、財産貸付収入の増額理由、都市計画費補助金の交付基準、 エルタックス導入に係る運用方法についての質問がなされ、町長及び担当 課長から詳細な説明を受けるとともに、委員からは、コミュニティバスの 運行路線の再検討について、町有地払い下げのさらなる周知・PRについ ての要望もありましたので併せて申し添えいたします。

次に、議案第7号「平成21年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補 正予算(第3号)について」は、関係機器の購入費を増額するほか、事業 精算見込みに伴う補正との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可 決すべきものと決しました。

続いて、議案第10号「外国の地方公共団体の機関等に派遣される志賀 町職員の処遇等に関する条例について」は、外国の地方公共団体の機関等 へ志賀町職員を派遣する場合の処遇等について、必要事項を条例で定める ものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決 しました。

審議に際し委員からは、今後の職員の派遣予定についての質問がなされ、 町長及び担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第13号「志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例について」は、担当制の本格実施に伴い、条例に規定されて いる係長職の職名を変更するための改正を行うものとの説明を受け採決の 結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第14号「志賀町憩いの広場条例の一部を改正する条例について」は、条例中に、本年度末で解散する「財団法人志賀町公共施設等管理公社」に、施設の管理を委託できる旨の条文があり、これを削除するために所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、総務常任副委員長報告といたします。

戸坂 忠寸計議長 教育民生常任委員長 南 政夫 君。

南 政夫教育 はい、議長。

民生常任委員長 教育民生常任委員長報告をいたします。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件17件について、11日、委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて

審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。まず、議案第2号「平成21年度一般会計補正予算(第4号)」につきましては、主なものとして、民生費で障害者自立支援給付事業を増額、衛生費で富来第一衛生センター解体事業を減額、消防費では郡市広域圏事務組合負担金を減額、教育費では公立学校コンピュータ整備事業を減額するなど、事業費の確定及び精算見込みに伴う補正のほか、町立小学校施設整備基金積立金を増額、また、国の第2次補正予算に係る「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」が創設されたことにより、保育園施設設備改修事業、社会福祉施設改修事業を増額するものなどが主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、ふれあい事業助成金に関連して志賀町青年団協議会のナチュラルタイム事業に関する町の協力について、新型インフルエンザの学級閉鎖に伴う給食費の扱い、消火栓の開閉バールの設置状況、公立学校コンピュータ整備事業、保育園施設設備改修事業及び社会福祉施設改修事業の内容、中学校部活動事業の減額についての質問がなされ、町長及び担当課長から詳細に説明を受けております。

次に、議案第3号「平成21年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」につきましては、富来病院の統合医療情報システムの更新に伴い、直診勘定繰出金を増額するほか、事業の確定による補正との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第9号「町立富来病院事業会計補正予算(第3号)について」は、収益的支出では、事業費の確定に伴い減価償却費及び繰延資産償却費の増額、統合医療情報システムの更新に係る国民健康保険特別調整交付金を増額するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、減価償却の期間の考え方、今後の富来病院の運営方針についての質問がなされ、担当事務長から詳細に説明を受けております。

次に、議案第11号「志賀町防災公園条例について」は、西山台ニュータウン内に志賀町地域交流センターを核とする「志賀町防災公園」を設置するもので、平常時は地域住民に開放し、非常時には防災拠点として避難場所等に活用するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、地域交流センターの2階部分の利用方針についての質問があり、町長及び担当課長から説明を受けております。また、委員から関連して、オフサイトセンターの移転、郡市広域圏事務組合本部の当町への移転の働きかけの要望がありましたので、併せてご報告いたします。

続いて、議案第15号「国民健康保険税条例の一部改正について」は、 本年4月1日から、合併後不均一となっていた国民健康保険税率を均一化 するにあたり、税率等の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全 会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、税率改正に伴う住民への分かりやすい広報と早期の案内についての要望がありましたので、ご報告いたします。

次に、議案第16号「志賀町地域休養施設条例の一部改正」、議案第17号「志賀町シルバーハウス条例の一部改正」、議案第18号「志賀町とぎ地域福祉センター条例の一部改正」、議案第19号「志賀町とぎ温泉センター条例の一部改正」の4議案については、いずれも指定管理者を新たに指定するにあたり、町長の承認事項を追加するなどの所要の改正との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第26号「志賀町立図書館条例の一部を改正する条例について」については、図書館の複写手数料の改定で、通常のコピー料金の値下げ及びカラーコピーサービスの新設による金額の表示など所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号「志賀町体育施設条例の一部改正」については、条例中に規定されている「志賀町営運動場」、「志賀町営プール」の2施設は、

新志賀中学校の建設時において学校施設として整備したことから、条例から削除するものであり、また、当該条例に規定されている他の体育施設については、指定管理制度をとらず町の直営施設であることから、管理委託規定の条文を削除するための所要の改正も行うものであるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第31号「志賀町地域休養施設やすらぎ荘」及び議案第32号「志賀町シルバーハウス」の指定管理者の指定についての2案は、財団法人志賀町公共施設等管理公社及び株式会社富来観光産業振興公社を再編し、株式会社志賀町振興サービスを設立したことに伴い、現在、指定管理を行っている公の施設の指定管理者を変更するにあたり、現在の指定管理期間をいずれも本年3月31日までに変更するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号「志賀町地域休養施設やすらぎ荘」、議案第44号「志賀町シルバーハウス」、議案第45号「志賀町とぎ地域福祉センター」、議案第46号「志賀町とぎ温泉センター」の指定管理者の指定についての4案は、いずれも新年度から5年間、株式会社志賀町振興サービスを指定管理者として指定するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

また、委員会の冒頭に、やすらぎ荘改修工事、志賀消防署庁舎及び地域 交流センター建設工事の現場視察を行い、施設の状況や工事の進捗状況等 について、担当課長から詳細な説明を受けておりますのでご報告いたしま す。

また、付託案件ではありませんが、悪臭規制地域の変更、放課後児童クラブ設置条例施行規則の一部改正、ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業実施要綱、次世代育成支援行動計画及び町立図書館の開閉時間に係る調査報告について、担当課長より詳細な説明を受けております。

その他の案件としまして、委員からは、校内暴力に対しての質問、中学 生の通学に関しての公平な支援及び学校給食をおいしくとの要望がありま したので、併せてご報告いたします。

以上、教育民生常任委員長報告といたします。

戸坂 忠寸計議長 産業建設常任委員長 下池 外巳造 君。

下池外巳造産業 はい、議長。

建設常任委員長 産業建設常任委員長報告。

産業建設常任委員長報告をいたします。

今定例会において、産業建設常任委員会に付託されました案件40件について、9日、委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

議案第2号「平成21年度一般会計補正予算(第4号)」につきましては、事業費の確定、精算見込みに伴う補正及び景気対策を主とする国の平成21年度第2次補正予算に係る「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」が創設されたことによる公共事業費の追加計上が、主なものであり、農林水産事業費では、農業集落排水事業特別会計繰出金などで減額する一方で、林道開設事業費の追加、商工費では、企業誘致対策経費などを減額する一方でアクアパーク シ・オン、能登リゾートエリア増穂浦に係る観光施設改修事業の追加、土木費では、まちづくり交付金事業などを減額する一方で、町道新林本線道路改良事業を追加、災害復旧費では工事請負費などの減額が、主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決した次第であります。

審議に際し委員からは、大島千鳥ケ浜シーサイドエリア整備事業の減額 理由及び今後の方針、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の内容、福浦急 傾斜地崩壊対策事業、松くい虫被害対策事業、企業立地対策補助金の減額、 花のミュージアム フローリィの入館者の推移についての質問があり、そ れぞれ町長及び担当課長からの詳細な説明を受けております。

次に、議案第4号「農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」、議 案第5号「公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」、議案第6号「地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算(第2号)」については、いずれも事業の精算見込みに伴い、減額補正するものと説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しまし た。

審議に際し委員からは、公共下水道整備事業の補償金及び受託事業収入 の減額、農業集落排水施設分担金の滞納繰越分の増額について質問があり、 それぞれ町長及び担当課長から詳細な説明を受けております。

続いて、議案第8号「水道事業会計補正予算(第3号)」については、 主には収益的収支の収入において、使用水量の落ち込みによる給水収益の 減額、支出では消費税額の増額を見込む一方で、薬品類、材料費の不要額 の減額、資本的収支では、下水道事業に伴う配水管支障移転事業や消火栓 設置改良事業等の精算見込みにより、収入を増額し、支出を減額するもの との説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって、原案のとおり 可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、給水収益の減額、宅内漏水の場合の請求及び鉛製給水管の交換の方針についての質問があり、それぞれ町長及び担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第12号「志賀町漁村公園条例について」は、西海風無地内において、今月完成予定の漁村公園の設置に関する条例を定めるもので、 採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第20号「志賀町農村公園条例の一部改正について」は、 本年度末で解散する「財団法人志賀町公共施設等管理公社」に施設の管理 を一部委託することができる旨の条文があるため、これを削除するにあた り、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一 致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号「志賀町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」は、西山台ニュータウン造成地の字名変更に伴い、水道の給水区域を改正するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第22号ないし第25号については、不均一となっている 志賀・富来地域の水道及び簡易水道の料金、使用料、手数料などを志賀地 域と統一するための改正であります。 まず、議案第22号「志賀町水道事業分担金徴収条例の一部改正」については、富来地域における水道の新設加入金を志賀地域の金額に統一するための所要の改正を行うものであり、議案第23号「志賀町給水条例の一部改正」については、富来地域における上水道料金、メーター使用料、給水装置開閉栓手数料の体系を志賀地域と統一するものであり、議案第24号「志賀町簡易水道事業分担金徴収条例の一部改正」は、上水道の例に準じ、熊野地区における水道の新設加入金を志賀地域に統一するものであり、議案第25号「志賀町簡易水道条例の一部改正」は、上水道の例に準じ、熊野地区における水道料金、メーター使用料、給水装置開閉栓手数料の体系を統一するための所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号ないし第42号については、財団法人志賀町公共施設等管理公社及び株式会社富来観光産業振興公社を再編し、株式会社志賀町振興サービスを設立したことに伴い、現在、指定管理を行っている公の施設の指定管理者を変更するにあたり、みちのえき旬菜館、志賀町増穂浦緑地管理中央センター、志賀町とぎ実験農場、能登中核工業団地コミュニティ施設、志賀の郷運動公園、アクアパークシ・オン、シーサイドヴィラ渤海、富来サイクリングターミナル、能登リゾートエリア増穂浦、ふるさと文化センターの現在の指定管理期間をいずれも本年3月31日に変更するものであり、採決の結果、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、今後の指定管理期間の方針について質問があり、 それぞれ町長及び担当課長から詳細な説明を受けております。

続いて、議案第47号ないし第56号については、各施設の指定管理者を新たに指定するものであり、議案第47号の「みちのえき旬菜館」については、志賀農業協同組合を、議案第52号の「アクアパーク シ・オン」については、シオンマネージメント株式会社を、その他の8議案の施設については、株式会社志賀町振興サービスを、それぞれ平成22年4月1日から5年間、指定管理者として指定するもので、採決の結果、議案第52号の「アクアパーク シ・オン」については、賛成多数で、その他の

9 議案は、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、アクアパーク シ・オンの指定管理期間及び管理に対する要望がありましたので、ご報告いたします。

次に、議案第57号から議案第62号までの6議案については、町、舘開、火打谷、二所宮、町居並びに西山台ニュータウン地内の6路線を町道路線として認定するものであり、議案第63号及び64号については、若葉台地内から赤住地内にいたる町道の一部を県道に移管するにあたり、町道2路線の区域を変更するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決した次第であります。

付託案件ではありませんが、志賀町中小企業設備投資促進助成金交付要 綱及び建設課所管の平成21年度事業で翌年度へ繰り越し予定の事業について、それぞれ担当課より詳細な説明があり、その他の件としまして、委 員から、固定資産税の公平性について要望がありましたので、ご報告いた します。

また、当委員会では、委員会の冒頭、町道認定要望個所として4路線及 び西山台ニュータウンの現地確認を行っておりますので、併せてご報告い たします。

以上、産業建設常任委員長報告といたします。

戸坂 忠寸計議長 予算特別委員長 冨澤 軒康 君。

冨澤 軒康予算 はい、議長。

特 別 委 員 長 予算特別委員長報告をいたします。

今定例会において、町長から提出されました平成22年度の一般会計 ほか12会計の各予算について審査を行うため、去る4日、予算特別委員 会が設置されました。

当委員会では、2日間にわたり、町長をはじめ関係職員の出席を求めて委員会を開催し、付託されました13会計予算の全般について、審査をいたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

委員会の審査経過につきましては、議長を省く全議員をもって構成された特別委員会でありますので、詳細は省略させていただき、審査結果の

みを報告いたします。

平成22年度志賀町一般会計予算については、対前年度比マイナス14.3%予算総額123億8千万円となっており、特別会計と水道事業及び富来病院事業会計を合わせた13会計の予算総額は、対前年度比マイナス10.5%227億5千万円余りとなっております。

審査の結果、議案第65号ないし第77号の各会計予算については、 いずれも全会一致をもって、それぞれ原案のとおり、可決すべきものと決 した次第であります。

なお、執行部におかれましては、委員会での審査過程において、各委員から出された貴重な意見、要望等を十分踏まえたうえ、町民の負託に応えるよう、適正かつ的確なる予算執行にあたられることを要望するものであります。

地方を取り巻く環境は、非常に厳しい状況にあり、当町においても、 景気低迷の影響が個人及び法人町民税の減収となって現れ、原子力発電所 関連の固定資産税も年々減少をしております。更には、国からの各種交付 金の増額も見込めない中、下水道事業をはじめとする各特別会計への繰出 金、公債費負担、各種公共施設等の管理運営費などの財政負担により今後 一層厳しさを増すものと予想をされております。

一方で、進展する少子・高齢化に対応した介護・福祉等の事業や、各 子育て支援策の更なる充実、保育施設・小学校の再編整備をはじめとする 教育環境の整備、産業振興・雇用対策など早急な対応が求められる行政課 題も山積をしております。

その時々の社会情勢によって多様化する行政需要に的確に対応していくには、事業の取捨選択は当然のことでありますが、将来の健全財政の確保に向け、行政と議会が一体となり、議論や検証検討を重ね、住民の理解を得ながら、行政改革推進を推し進めるべきと考えております。

執行部はじめ、職員のひとり一人が、これまでの体制等にとらわれることなく、効率的かつ効果的な予算執行を念頭におき、住民福祉の向上に鋭意努力されんことを要望いたしまして、予算特別委員長報告といたします。

戸坂 忠寸計議長 委員長の報告を終わります。

(質疑)

戸坂 忠寸計議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。 (発言なし)

戸坂 忠寸計議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討論)

戸坂 忠寸計議長 これより、以上の各案に対する討論に入ります。 (発言なし)

戸坂 忠寸計議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

戸坂 忠寸計議長 これから、町長提出 議案第2号「平成21年度志賀町一般会計補正 予算(第4号)について」を、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 17名)

戸坂 忠寸計議長 起立全員。

したがって、本案は委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第3号「平成21年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」、ないし議案第9号「平成21年度志賀町立富来病院事業会計補正予算(第3号)について」を、一括して採決いたします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。

以上の各案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

戸坂 忠寸計議長 異議なしと認めます。

したがって、以上の各案は、委員長報告のとおり、可決されました。 続いて、町長提出 議案第10号「外国の地方公共団体の機関等に 派遣される志賀町職員の処遇等に関する条例について」、ないし議案第 14号「志賀町憩いの広場条例の一部を改正する条例について」を、 一括して採決します。

各案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。

各案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

戸坂 忠寸計議長 異議なしと認めます。

したがって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第15号「志賀町国民健康保険税条例の一部を 改正する条例について」を、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 17名)

戸坂 忠寸計議長 起立全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第16号「志賀町地域休養施設条例の一部を 改正する条例について」、ないし議案第21号「志賀町水道事業の設置 等に関する条例の一部を改正する条例について」を、一括して採決しま す。

各案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。

各案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

戸坂 忠寸計議長 異議なしと認めます。

したがって、各案は委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第22号「志賀町水道事業分担金徴収条例の 一部を改正する条例について」、ないし議案第25号「志賀町簡易水道 条例の一部を改正する条例について」を、一括して採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 17名)

戸坂 忠寸計議長 起立全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第26号「志賀町立図書館条例の一部を改正する条例について」、及び議案第27号「志賀町体育施設条例の一部を改正する条例について」を、一括して採決します。

各案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。

各案は、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

戸坂 忠寸計議長 異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第31号「志賀町地域休養施設やすらぎ荘の 指定管理者の指定の期間の変更について」、ないし議案第42号「ふる さと文化センターの指定管理者の指定の期間の変更について」を、一 括して採決します。

この採決は、起立によって行います。

各案に対する委員長の報告は、原案可決です。

各案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 17名)

戸坂 忠寸計議長 起立全員です。

したがって、各案は委員長の報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第43号「志賀町地域休養施設やすらぎ荘の指定管理者の指定について」、ないし議案第46号「志賀町とぎ温泉センターの指定管理者の指定について」、議案第48号「志賀町増穂浦緑地管理中央センターの指定管理者の指定について」、ないし議案第51号「志賀の郷運動公園の指定管理者の指定について」、及び議案第53号「シーサイドヴィラ渤海の指定管理者の指定について」、ないし議案第56号「ふるさと文化センターの指定管理者の指定について」を、一括して採決します。

この採決は、起立によって行います。

各案に対する委員長の報告は、原案可決です。

各案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 16名)

戸坂 忠寸計議長 起立多数です。

したがって、各案は委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第47号「みちのえき旬菜館の指定管理者の指 定について」を、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 17名)

戸坂 忠寸計議長 起立全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第52号「アクアパーク シ・オンの指定管理者の指定について」を、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 16名)

戸坂 忠寸計議長 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第57号「志賀町道路線の認定について(町道第264号 菊松新宅横窪通り線)」、ないし議案第62号「志賀町道路線の認定について(町道第001号 西山台線)」を、一括して採決します。

各案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。

各案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

戸坂 忠寸計議長 異議なしと認めます。

したがって、各案は委員長の報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第63号「志賀町道路線の変更について(町 道第458号 若葉台幹線)」、及び議案第64号「志賀町道路線の変更 について(町道第253号 赤住若葉台幹線)」を、一括して採決しま す。

各案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。

各案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

戸坂 忠寸計議長 異議なしと認めます。

したがって、各案は委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第65号「平成22年度志賀町一般会計予算について」を、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 17名)

戸坂 忠寸計議長 起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第66号「平成22年度志賀町国民健康保険特別会計予算について」、ないし第77号「平成22年度志賀町立富来病院事業会計予算について」を、一括して採決します。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。

以上の各案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

戸坂 忠寸計議長 異議なしと認めます。

よって、以上の各案は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第3. 町長提出 同意第1号

(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

戸坂 忠寸計議長 日程第3、本日、町長から提出のありました、同意第1号「副町長 選任について同意を求める件」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小泉町長。

小泉 勝町長 はい、議長。

去る3月1日に提出いたしました案件に追加して、本日提案することを お認めいただきました案件1件について、ご説明いたします。

同意第1号 副町長の選任については、私が町長に就任して以来、空席となっていました副町長に、金沢市本多町の、山王 竹夫 氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

山王氏は、昭和48年7月から石川県庁に奉職、これまでの間、総務部 地方課長補佐、商工労働部観光交流局観光推進課長補佐、そして現在は企 画振興部新幹線・交通対策監室担当課長と、石川県政の主軸となる重要な 部署及び要職を歴任し、その卓越した行政手腕は県庁内で高く評価されている方であります。これから私が進めて行こうとする町政運営、行財政改革の推進においては、私一人ではどうしても手薄となったり、手が回らないことがあり、かねてより補佐役としての副町長の人選をしていたところ、山王氏は正に最適任であると考えております。

また、山王氏も副町長の重責を自身の豊富な経験と知識を活かし、全力を挙げて果たしたいとの考えを示しておりますので、議員の皆様方には、何とぞ適切なご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、選任の日は、平成22年4月1日と考えておりますので、併せて、 よろしくお願いをいたします。以上であります。

戸坂 忠寸計議長 説明を終わります。

(質疑、委員会付託、討論省略)

戸坂 忠寸計議長 お諮りします。

本件は、人事案件につき、この際、説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

戸坂 忠寸計議長 異議なしと認めます。

したがって、本件は、直ちに採決することに決定しました。

(採 決)

戸坂 忠寸計議長 この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立 17名)

戸坂 忠寸計議長 起立全員です。

したがって、本件は同意することに決定しました。

副町長に同意された、山王 竹夫 君が発言を求めたいとのことでありますので、入場を認めこれを許可いたします。

(山王 竹夫 氏 入場)

(午後 2時49分)

山王 竹夫 この度、議員皆様方の格別なご高配によりまして、ご同意を賜り志賀町副 町長を拝命することになりました。誠に身に余る光栄でありますとともに、 その責任の重大さを痛感いたしております。

就任にあたりましては、小泉町長の基本姿勢をしっかりと我が身に体し、 町政発展のため、甚だ微力ではございますが県職員としてのこれまでの経験 を活かし、関係者のご理解とご協力がいただけるよう誠心誠意努力する決意 でございます。

何卒、議員皆様方の、ご指導とご鞭撻を賜りますよう切にお願いを申しあ げまして、ご同意をいただいたことに対するご挨拶とさせていただきます。

戸坂 忠寸計議長 副町長に同意された、山王 竹夫 君、退場して下さい。

(山王 竹夫 氏 退場)

(午後 2時50分)

日程第4. 各常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査事項の 閉会中の継続審査の件

戸坂 忠寸計議長 日程第4、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手 元に配布のとおり、所管事務調査の閉会中継続審査の申し出がありまし たので、これを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議 ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

戸坂 忠寸計議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とする ことに決定しました。

(小泉町長 挙手)

戸坂 忠寸計議長 小泉町長。

小泉 勝町長 はい、議長。

3月1日に開会いたしました平成22年第1回志賀町議会定例会が閉会するにあたり、議員の皆様方にお礼を申し上げさせていただきます。

今回の議会では、一般会計のほか、特別会計及び企業会計を合わせて、

13会計の新年度当初予算、総額227億5千万円余りをご審議いただきました。

そのほか、平成21年度の補正予算、条例の制定・改廃、指定管理に関する案件など63議案と人権擁護委員の推薦に係る諮問3件、更に本日は、副町長の選任同意と、数多くの案件を上程させていただきました。案件総数が80件にも及んだことから、長時間にわたるご審議をお願いすることになりましたが、議員各位には円滑に、全ての案件をこうして可決していただきまして、心からお礼を申し上げるものであります。

なお、会期中に議員各位からいただきましたご指摘やご提案などは、 その趣旨を十分に踏まえて、町政に反映しながら、「将来にわたって、安 心して暮らせる、住みよい町づくり」を推進していきたいと考えており ます。

今後とも、議員各位のご指導、ご鞭撻を心からお願いを申し上げ、平成22年第1回の志賀町議会定例会の閉会にあたっての、お礼の挨拶とさせていただきます。

(閉 議 ・ 閉 会)

戸坂 忠寸計議長 これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第1回志賀町議会定例会を閉会いたします。

(午後 2時53分 散会)

議長報告

- 議長報告第7号
 入札結果報告について
 (平成22年 2月26日 11件)
- 2. 議長報告第8号例月出納検査結果報告について(平成22年 2月24日実施分)
- 3. 議長報告第9号閉会中継続審査について①議会運営委員会委員長
 - ②教育民生常任委員会委員長
 - ③総務常任委員会副委員長
 - ④産業建設常任委員会委員長
- 4. 議長報告第10号 委員会審査報告
 - ①予算特別委員会委員長
 - ②産業建設常任委員会委員長
 - ③総務常任委員会副委員長
 - ④教育民生常任委員会委員長

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長

志賀町議会議員

志賀町議会議員